

消安委第46号  
平成30年4月24日

内閣総理大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

消費者安全調査委員会  
委員長 宇賀 克也

### 消費者安全法第33条の規定に基づく意見

消費者安全調査委員会は、平成26年6月20日付消安委第50号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見）のフォローアップとして実施した実態調査（以下「実態調査」という。）の結果を踏まえ、消費者安全の確保の見地から、消費者安全法（平成21年法律第50号）第33条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる（以下「本意見」という。）。

なお、本意見は平成26年6月20日付消安委第50号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」を踏まえたものであり、今後は本意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

### 記

平成26年6月20日付消安委第50号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」において、消費者安全調査委員会は、「幼児にとって、水に慣れ親しむことは大切な経験となる。」「幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）におけるプール活動や水遊びの活動が萎縮することを望んでいるものでは決してない。むしろ、幼児が安全に楽しくプール活動・水遊びを行うことができる環境作りが重要であると考え。」とした。現在もその考えに変わりはない。しかしながら、事故の再発防止のためには、水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止することが必要である。

今回、消費者安全調査委員会では、実態調査の結果を踏まえ、プール活動・水遊びを行う際に幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）

の職員が活用できるチェックリストを作成した。このチェックリストがプールシーズン前の職員会議や日々のミーティングなど機会あるごとに利用されることで、事故防止の意識を高められると考えている。

1. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、地方公共団体及び関係団体に対し、実態調査を参考にして次の（１）、（２）、（３）及び（４）の措置を講じるよう求めるべきである。また、文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、必要な時期に幼稚園等の取組の状況を把握し、それを踏まえてガイドラインを見直すなどして、適切な取組が行われるようにすべきである。

その際、実態調査においてガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた、私立幼稚園や認可外保育施設、人口10万人未満の市町村に所在する園等、取組が十分ではないと考えられる幼稚園等について配慮すべきである。

- （１） プール活動・水遊びを行う場合は、次の①から③までの取組を行うよう、幼稚園等に対して一層の周知徹底を図る。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼稚園等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにする。

- ① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止する。

- ② 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行う。

- ③ 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行う。

- （２） 地方公共団体は、（１）②「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼稚園等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニユ

アル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行う。

(3) 地方公共団体は、(1) ③「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行う。

(4) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。

2. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して情報の共有を図るべきである。また、類似事故の再発防止に活用するために、事故及びヒヤリハットの情報についても、幼稚園等や幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して自主的な協力を促すなどして、収集・蓄積する仕組みを検討すべきである。

3. 文部科学省は、上記1及び2の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組むべきである。